

社会福祉法人入間市社会福祉協議会 e スポーツ機材貸出要綱

（目的）

第1条 この要綱は、世代や分野の枠、また「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えてつながり、誰もが支え合う地域を創っていくことを目指す地域共生社会の実現に向け、社会福祉法人入間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する e スポーツ機材（以下「機材」という。）を有効活用するため、団体と事業への機材貸し出しに関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出機関）

第2条 社会福祉法人入間市社会福祉協議会（豊岡 4-2-2 市民活動センター内）

（貸出対象）

第3条 本会が機材を貸し出すことのできる団体は、次の各号のいずれに該当する団体とする。

- (1)入間市内のボランティア及び地域福祉活動を行う住民団体
- (2)その他会長が適当と認める団体及び事業

（貸出期間）

第4条 貸出期間は、使用日を含む5日以内とする。なお、貸出・返却日は土日・祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分とする。返却が土曜、日曜日、休日に当たる場合は、原則その直前の平日に返却するものとする。ただし、返却日翌日に使用予約が入っている場合は、返却日の正午までに返却するものとする。

（貸出機材の種類等）

第5条 貸出する機材は（別表）のとおりとする。

（申請）

第6条 機材の貸出を希望する団体（以下「使用者」という。）は、使用する日の3ヶ月前より、あらかじめ貸出期間と使用する日を本会と調整のうえ、貸出日の14日前までに『e スポーツ機材借用申請書兼誓約書（様式第1号）』により申請し、来所にて申し込みし本会の許可を受けるものとする。

（機材の受け渡し及び返却）

第7条 使用者は貸出・返却時には機材の動作確認を職員と行う。また機材を返却するときは、貸出時のケースに収納して返却するものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 機材を大切に扱うこと。
- (2) 機材を使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 機材の全部又は一部に紛失・破損・汚損があった場合は、直ちに本会に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 機材を第三者に転貸しないこと。
- (5) 機材に本会が購入したソフト以外のダウンロード及び個人が所有するソフトを入れないこと。
- (6) 機材をインターネット環境に接続しないこと。
- (7) 機材のうち本体における、既存のユーザーの変更と追加及び基本設定の変更をしないこと。
- (8) 機材を宗教活動若しくは政治活動又は営業活動等に利用しないこと。
- (9) 貸し出した状態のままで返却すること。

(使用者の負担)

第9条 機材の使用料は無料とする。ただし、借用期間に係る機材の維持管理に要する費用は、使用者が負担するものとする。また使用者が機材を紛失・破損・汚損した場合、当該使用者がその損害を賠償するものとする。ただし、会長が損害を賠償させることが適当でないと認めた場合はその限りではない。

(免責事項)

第10条 貸し出された機材による怪我若しくは事故等並びに機材の盗難若しくは損害等について、本会は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附則 本要綱は、令和7年4月1日より施行する。

eスポーツ機材リスト

	品名	数量	内容
1	ゲーム機本体	1	ゲーム機 ×1 コントローラー右、左 ×各1
2	ドック	1	ドック ×1 ACアダプター ×1 HDMIケーブル ×1
3	充電グリップ	1	充電グリップ ×1
4	コントローラーストラップ	1	ストラップ ×2
5	まるごと収納バッグ	1	バッグ
6	太鼓とパチ	2	太鼓コントローラー ×1 専用スタンド ×1 専用パチ ×2 滑り止め ×2
7	モバイルプロジェクター	1	本体 ×1 リモコン ×1 ACアダプタ ×1 ケーブル ×1
8	延長コード	1	コード ×1
9			
10			
11			
12			
13	ゲームソフト	3	ゲームソフト ×3